

# 木造住宅耐震改修等事業（改修 / 除却）

## 事業概要

耐震性能の低い建物は、地震発生時に倒壊し、大切な生命と財産を奪うおそれがあるため、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅に対し、『除却』にかかる費用の一部を助成します。



地震での『倒壊』

から

地震への『備え』

へ

まずは耐震診断



熊本地震で倒壊した住宅（一財）消防防災科学センター 提供

パターン①

除却することで、倒壊防止



+

耐震性能がある住宅を確保  
(昭和56年6月以降に建築)

新築  
購入  
賃貸

パターン②

新規（令和8年度～）

相続や遺贈により空き家を取得



+

除却することで、倒壊防止



### 耐震診断アドバイザー派遣制度

福岡県が実施する講習会を受講した、建築士が訪問して、診断します。  
一般診断（費用6000円）を活用ください。簡易診断では補助の活用はできません。

【お問合せ】

福岡県建築住宅センター 生涯あんしん住宅 092-582-8061

地震に対して、不安を除きましょう！

補助金の活用には、予算に限りがあるため、事前にご相談をお願いします。

【お問い合わせ】

都市建設部 住宅政策課  
電話番号：0942-30-9241

## □補助対象住宅

次の要件を全て満たす建物

- ・昭和56年5月31日以前に建築したもの
- ・2階建て以下の木造一戸建て住宅（併用住宅を含む）
- ・耐震診断（※1）の結果、上部構造評点が1.0未満（倒壊する可能性がある）のもの

（※1）建築士が「木造住宅の耐震診断と補強方法（日本建築防災協会）」の一般診断法による調査を実施

## □補助対象者

次の要件を全て満たす者

- ・補助対象住宅の所有者又は相続人
- ・交付決定前に、除却工事の契約や工事着手を行っていない者
- ・市内事業者と除却工事の契約を予定している者

## □除却

自らが居住するため、地震への安全性が確保された住宅を、新築・賃借・購入により確保し、既存住宅を除却するもの。または、空き家を相続等により取得し、除却するもの

### 【補助金額】

次の①～③のうち最も低い金額

- ①工事見積額（※2）の23%
- ②国が定める単価（※3）に延床面積を乗じた額の23%
- ③300,000円（交付上限額）

（※2）

- ・建物除却（内部動産処分は除く）

（※3）

- ・令和8年度は39,900円/㎡

## □建替等要件

### 【既存住宅】

交付申請時に申請者自身が住んでいる住宅

### 【地震への安全性が確保された住宅】

次の④⑤

- ④昭和56年6月以降に建築確認済証を取得し建築又は着工したもの
- ⑤耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上のもの

### 【空き家の相続等に伴う除却工事】

相続開始日から3年を経過する日の属する年の翌年3月までに行うもの

## □補助申請の流れ

